指定訪問介護、川島町介護予防・日常生活支援総合事業(訪問型サービス)

重要事項説明書 〔令和7年6月25日現在〕

1 事業者(法人)の概要

事業者(法人)の名称	社会福祉法人川島町社会福祉協議会
代表者役職・氏名	会長 藤間 隆
本会所在地・電話番号	埼玉県比企郡川島町大字平沼1175
	$0\ 4\ 9-2\ 9\ 7-7\ 1\ 1\ 1$
法人設立年月日	昭和62年1月27日

2 サービスを提供する事業所の概要

(1) 事業所の名称等

名		称	社会福祉法人川島町社会福祉協議会訪問介護事業所
11 13 7 14	類	訪問介護	
"	ービス種	狽	川島町介護予防・日常生活支援総合事業(訪問型サービス)
事	業 所 番	号	指定事業所番号1173200401
所	在	地	〒350-0146 埼玉県比企郡川島町大字曲師402番地1
電	話 番	号	049-299-1270
F	A X 番	号	$0\ 4\ 9-2\ 9\ 7-7\ 1\ 1\ 2$
通知	常の事業の実施は	也域	川島町

(2) 事業所の窓口の営業日及び営業時間

営業日	月曜日から金曜日まで (国民の休日、12月29日から1月3日までを除く。)	
営業時間	午前8時30分から午後5時15分まで	

(3) 事業所の勤務体制

職種	業務内容	勤務形態・人数
فيل مين	・従業者と業務の管理を行います。	Mr. Hal . I
管理者	・従業者に法令等の規定を遵守させるため必要な指	常 勤1人
	揮命令を行います。	
	・訪問介護計画(訪問型サービス計画)を作成し、	
	利用者へ説明し、同意を得ます。	
	・サービス担当者会議への出席等により居宅介護事	
サービス	業者と連携を図ります。	常 勤2人
提供責任者	・利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定	
	期的に把握します。	
	・訪問介護員の業務の実施状況を把握します。	
	・訪問介護員に対する研修、技術指導を行います。	

訪問介護員	・訪問介護計画(訪問型サービス計画)に基づき、 訪問介護(訪問型サービス)のサービスを提供し ます。	非常勤21人
事務職員	・必要な事務を行う。	常 勤1人

3 サービス内容

	利用者の身体に直接接触して介助するサービス、利用者の
身体介護	日常生活動作能力や意欲の向上のための利用者とともに行
	う自立支援のためのサービスを行います。
	(排泄介助、食事介助、清拭、入浴介助、体位変換、通
	院・外出介助など)
生活援助	家事を行うことが困難な場合に、利用者に対して、家事の
	援助を行います。(調理、洗濯、掃除、買い物、衣類の整
	理など)
通院等乗降介助 (訪問型サービスの 場合:対象外)	通院等のため、訪問介護員が運転する車両への乗車又は降
	車の介助と併せて、乗車前若しくは降車後の屋内外におけ
	る移動等の介助又は通院先での受診等の手続き、移動等の
	介助を行います。

4 利用料、その他の費用の額

契約書別紙、料金表の通りとします。

5 利用者負担額、その他の費用の請求及び支払方法

(1)請求方法

- ① 利用者負担額、その他の費用は利用月ごとの合計金額により請求します。
- ② 請求書は、利用月の翌月10日過ぎに利用者あてにお届けします。

(2) 支払い方法等

- ① 請求月の26日を基準日として、下記のいずれかの方法でお支払いください。
 - ・現金払い
 - ・事業者が指定する金融機関から選択し、そこからの自動振替
- ② お支払いを確認しましたら、領収証をお渡ししますので、必ず保管してください。 (医療費控除の還付請求の際に必要となることがあります)

6 秘密の保持

- (1)従業者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員である期間及び従業員でなくなった場合においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。
- (2) 利用者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の 個人情報を用いません。また利用者の家族の個人情報についても、あらかじめ文書で 同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。
- (3) 利用者又はその家族の個人情報について、「個人情報の保護に関する法律」及び 「社会福祉法人川島町社会福祉協議会個人情報保護規程」を遵守し、適切な取扱いに

努めます。

7 緊急時の対応方法

サービスの提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合、その他必要があった場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、家族、介護支援専門員等へ連絡をいたします。

8 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じます。

また、サービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償 いたします。なお、事業者は下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名:東京海上日動火災株式会社 保 険 名:居宅介護事業賠償責任保険

9 サービス提供に関する相談、苦情

(1) 苦情処理の体制及び手順

ア サービス提供に関する相談及び苦情を受けるための窓口を設置します。

- イ 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりで す。
 - 利用者の状況を詳細に把握するため状況の聞き取りや事情の確認を行います。
 - ・従業者に事実関係の確認を行います。
 - ・把握した状況をもとに検討を行い、対応を決定します。
 - ・対応内容に基づき、必要に応じて関係者への連絡調整を行うとともに、利用者及 び家族へ必ず対応方法を含めた結果報告を行います。

(2) 苦情相談窓口

責任者田中正人担当者大野茂樹

電話番号 049-299-1270

受付時間 午前8時30から午後5時15分まで

受付日 月曜日から金曜日まで

(国民の休日、12月29日から1月3日までを除く)

市町村及び国民健康保険団体連合会の苦情相談窓口等に苦情を伝えることができます。

川島町役場 健康福祉課	所 在 地 川島町大字下ハツ林870-1 連 絡 先 049-299-1756(直通) 受付時間 月~金曜日 午前8時15分~午後5時15分
埼玉県国民健康保険団体連合会 介護保険課 苦情対応係	所在地 さいたま市中央区大字下落合1704番(国保会館8階) 連絡先 048-824-2568(苦情相談専用) 受付時間 午前8時30分~正午、午後1時~午後5時 (土・日・祝日は除く)

10 虐待の防止について

事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待防止等のために下記の対策を講じます。

(1) 虐待の防止に関する責任者の選定を行います。

虐待防止に関する責任者:大野 茂樹

- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 苦情解決体制を整備します。
- (4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施します。
- 11 福祉サービス第三者評価の実施状況

実施の有無 有 無

12 サービスの利用に当たっての留意事項

サービスのご利用に当たってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

- (1) 訪問介護員はサービス提供の際、次の業務を行うことができません。
 - ① 医療行為
 - ② 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書の預かりなど、金銭に関する取扱い
 - ③ 利用者以外の家族のためのサービス提供
 - ④ 訪問介護員が行わなくても日常生活を営むのに支障がないもの(草むしり、花木の水やり、犬の散歩等)
 - ⑤ 利用者の日常生活の範囲を超えたサービス提供(家具・電気器具等の移動等、大 掃除等)
- (2) 金品や飲食物の提供などはお断りいたします。
- (3) 体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに担当の介護支援専門員又は当事業所の担当者へご連絡ください。

年 月 日

訪問介護、川島町介護予防・日常生活支援総合事業(訪問型サービス)の提供開始に当たり、利用者に対して、重要な事項を説明しました。

事業者

<所在地> 埼玉県比企郡川島町大字平沼1175

<法人名> 社会福祉法人川島町社会福祉協議会

<代表者名> 会長 藤間 隆

説明者

〈事業所名〉 社会福祉法人川島町社会福祉協議会

訪問介護事業所

<氏 名>

私は、事業者から重要な事項の説明を受け、サービスの提供開始について同意しました。

利用者

<住 所> 埼玉県比企郡川島町

<氏 名>

(代理人)

<住 所>

<氏 名>